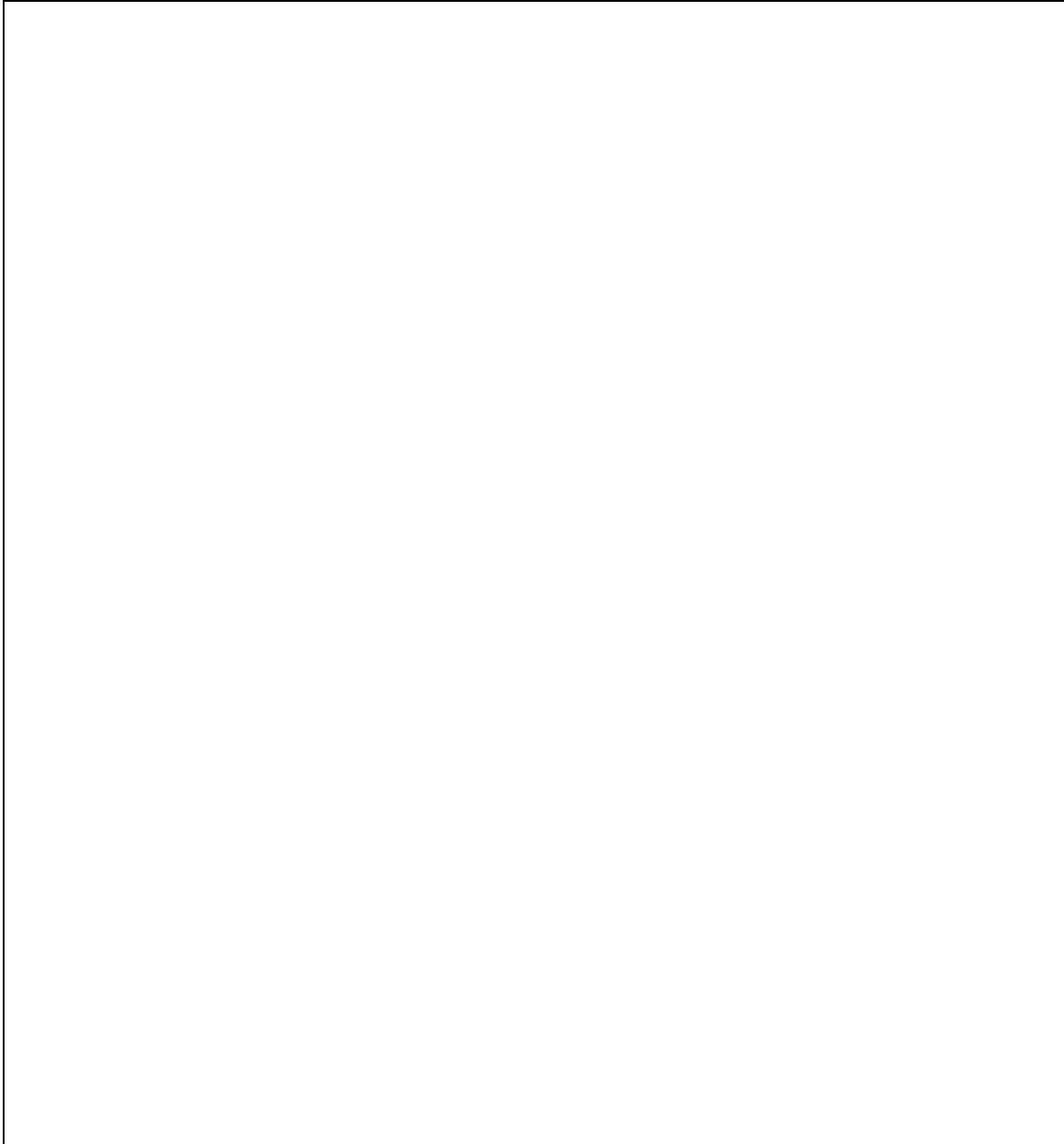


特定供給設備（建屋）の構造図



- 注1 用紙の大きさは、適切なものを使用し A4 の定格に折り込むこと。
- 注2 貯蔵設備が従来型バルク容器以外の容器による場合にのみ記載すること。
- 注3 貯蔵設備の建屋（容器置場）は、貯蔵施設の基準に準ずるものとし、障壁構造、扉の構造及び換気孔の大きさ等技術上の基準が確認できるものであること。
- 注4 基本的には、平面図、正面図、側面図、必要に応じ断面図を図示し、各寸法等を明示すること。